



# 仕様書

## 1 委託名

多文化共生のための日本語教室事業委託

## 2 開催主旨

日本語に対応できない区民を対象に日本語教室を開催し、生活者として支障をきたさない程度の日本語能力の習得及び日本文化・生活習慣等への理解をすすめることで、地域における自立を支援します。

## 3 履行期限

契約日から令和5年2月28日まで

## 4 委託概要

日本語教室（以下「教室」という。）のコーディネート及び日本語教授

## 5 委託内容

- (1) 日本語講師（以下「講師」という。）を別表で定める教室実施日時に手配し、学習者に日本語を教授する。
- (2) 実施初回に学習者の日本語レベルチェックを実施し、クラス分けを行う。
- (3) カリキュラムの策定、教材の選定を行う。
- (4) 教室運営について、必要に応じて委託者と打合せを行う。
- (5) 講座終了後に完了報告書を提出する。
- (6) その他上記以外に必要なことを行う。

## 6 教室の実施日時

- (1) 令和4年9月1日～令和5年1月26日  
毎週木曜日 10:00～12:00  
全20回（ただし、11月3日及び12月29日は休みとします。）  
詳細については別表のとおりとする。  
教室の実施に当たり、適宜、現地にて打合せを実施する。
- (2) 天災、区役所庁舎の施設上の問題等（新型コロナウイルス感染症の影響等を含む）やむを得ない理由により教室を開催することが困難な場合は、教室を中止・延期することがある。

## 7 履行場所

泉区役所又は泉公会堂

## 8 学習者について

- (1) 15歳以上で義務教育期間を終了した外国籍等区民であり、日本語が話させない入門者又は少し理解できる初級者とする。
- (2) 定員は12人（新型コロナウイルス感染症等の状況により、変更する場合がある）とする。
- (3) 募集方法は区役所が公募するものとする。

## 9 講師について

- (1) 受託者は、全20回2クラスを教えるのに必要な人数（2名）の講師を手配するものとする。
- (2) 受託者は、カリキュラムの継続性を保つために、原則として固定した講師を手配するものとする。
- (3) 受託者は、日本語教育の基礎的な知識・技能を有し※、地域の日本語教室等での活動経験が1年以上ある講師を手配するものとする。  
※日本語教師養成講座420時間（文化庁認定）修了又は日本語教育能力検定（公益財団法人日本国際教育支援協会）合格等

- 10 教授内容  
あいさつ、自己紹介、平易な日常会話、ひらがな・カタカナ文字など基本的な日本語を教授する。  
また、日本文化や生活習慣等に触れることができる機会を設け、学習者同士が交流できるようにすること。具体的な教授内容については、契約締結後、委託者・受託者双方で協議して決定する。
- 11 授業方法  
対面での授業を基本とし、状況に応じてオンライン形式等授業方法の変更について、受託者は委託者と協議して決定するものとする。
- 12 日本語レベルチェックの実施  
受託者は学習者に対して日本語教室開催初日に講師等による日本語レベルチェックを実施する。レベルチェックに出席できなかった学習者に対しては、参加初回の教室の中でレベルチェックを実施する。
- 13 業務の完了報告  
受託者は、履行期限までに業務の完了について委託者あて報告する。
- 14 委託料の支払い  
受託者は、業務終了後に請求書を実績に基づき委託者あて提出し、委託料を請求する。委託者は、適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払う。
- 15 複写、複製の禁止  
受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、委託者から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。
- 16 従事者の監督・守秘義務  
受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 17 権利譲渡の禁止  
受託者は、第三者に対しこの契約による事務の権利を譲渡してはならない。
- 18 損害賠償  
受託者は、業務実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えた場合、その損害を被害者に賠償する。
- 19 協議  
この仕様に定めのない事項又は疑義がある場合は、その都度受託者・委託者双方協議のうえ実施する。

**別表 日本語教室実施日時等**

実施日時 ○は回数

令和 4 年 9 月	① 1 日、② 8 日、③ 15 日、④ 22 日、⑤ 29 日
令和 4 年 10 月	⑥ 6 日、⑦ 13 日、⑧ 20 日、⑨ 27 日
令和 4 年 11 月	⑩ 10 日、⑪ 17 日、⑫ 24 日
令和 4 年 12 月	⑬ 1 日、⑭ 8 日、⑮ 15 日、⑯ 22 日
令和 5 年 1 月	⑰ 5 日、⑱ 12 日、⑲ 19 日、⑳ 26 日

時間：午前 10 時～正午（2 時間）適宜休憩あり